

那須塩原市農業委員会

# 第 2 7 回総会議事録

令和 4 年 9 月 2 6 日 (月)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年9月26日（月）午後1時30分～午後2時34分

2. 場 所：西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	11	菊地 寿行
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	12	藤田 一郎
委員	1	石崎 清	〃	13	高瀬 和夫
〃	4	松本 誠治	〃	14	松本 忠太
〃	5	金田 廣衛	〃	15	室井 孝美
〃	6	木下 久雄	〃	16	江連 節男
〃	7	三本木 直人	〃	18	渡辺 秀一
〃	8	秋元 誠	〃	19	島田 晴子
〃	9	大田原 重夫	〃	20	竹村 文祥
〃	10	田淵 徹			

4. 欠席委員：1名 17番 樋江 栄作委員

5. 議事録署名人の指名：13 高瀬 和夫委員、14番 松本 忠太委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可処分取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 非農地判断願いについて
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について
- 10) 報告第2号 農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）

7. 事務局職員

事務局長	相馬 勇	主事 湯田 雅泉
局長補佐兼農政係長	戸山 みどり	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第27回総会を開会いたします。  
今回の欠席委員は、樋江 栄作委員です。  
在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。  
次に「議事録署名人の指名」を行います。  
議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。  
総会規則に基づき、議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号13番 高瀬 和夫委員と、14番 松本 忠太委員を指名いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員 議案第1号、番号1番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月23日、午後4時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立埼玉小学校より北西へ約1キロメートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、トラクター1台、ドローン1機、トマト選別機1台を所有し、  
水稲98アール、ミニトマト12アールを作付けしています。

申請地の耕作予定は、加工用たまねぎ及びじゃがいもを作付けする予定です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番及び3番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第1号、番号2番について報告します。

農地に使用賃借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月10日、午後4時55分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約400メートルに位置しております。

借受人の経営状況は、耕作地12ヘクタールです。トラクター2台、田植え機8条1台、コンバイン5条1台、妻と二人で営農しています。

申請に至った経緯は、今回太陽光発電施設の下部の農地を有効利用するために申請に至りましたとのことです。

申請地の耕作予定は、麦となっています。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議案第1号、番号3番について報告します。

農地に地上権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月10日、午後4時55分頃、申請地で代理人から行いました。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約400メートルに位置しております。

申請する理由としては、借人である太陽光発電事業者が、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置するため、地上権を設定する必要があることから、本申請に至ったものです。

調査の結果、農地法第3条第2項のただし書きの規定により、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、「農地法関係事務に係る処理基準」に基づき、申請地及びその周辺の農地等に係る営農条件に、支障を生ずるおそれがないことを確認いたしました。

以上のことから、番号3番の申請は、地上権を設定するための許可基準を満たしており、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、木下 久雄委員と関連がありますので、木下 久雄委員の退室を求めます。

〈退室〉

番号4番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第1号、番号4番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月10日、午後5時5分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市二つ室公民館より南東へ約750メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稻379アール、自家野菜7アール。所有している機械はトラクター2台、コンバイン2台、田植え機1台です。

申請地の耕作予定は、引き続き水稻、自家野菜です。

申請に至った経緯は、以前よりこの農地を借り受け耕作しておりましたが、譲渡人が通勤を機に借受人に農地を有効利用してもらいたいとの事から申請に至りました。

申請人との関係は親子です。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

木下 久雄委員の入室をお願いします。

〈入室〉

木下 久雄委員に報告します。

番号4番については、許可することに決しました。

番号5番及び6番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。

竹村 文祥委員 議案第1号、番号5番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月8日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市二つ室公民館より南西へ約500メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稻30ヘクタールを耕作しています。トラクター4台、コンバイン2台、乾燥機3台他多数を所有しています。

申請地の耕作予定は、麦となっています。

申請に至った経緯は、譲渡人は、申請地から遠くに住んでおり、耕作が困難な為、他の土地を譲受人に移転する為に、本申請地も買ってもらえないかと相談したところ、引き受けてくれることになり、本申請に至りました。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議案第1号、番号6番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月8日、午前11時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市一区公民館より北西へ約250メートルに位置しております。

譲受人の経営状況は、水稻30ヘクタールを耕作しています。トラクター4台、コンバイン2台、乾燥機3台他多数を所有しています。

申請地の耕作予定は、大豆、麦となっています。

申請に至った経緯は、譲渡人は高齢で、介護施設に入居しており、耕作が出来ません。近くで土地を引き受けてくれる人を探していたところ、自宅前を耕作している譲受人が引き受けてくれるとのことから本申請に至りました。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号6番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番の調査報告の前に、譲受人である法人が、農地所有適格法人として適格であるか事務局の確認報告を求めます。

佐藤農地係長 それでは議案書4ページをご覧ください。

初めに法人形態要件でございますが、法人の概要欄をご覧ください。

譲受人は令和3年7月に設立された株式会社でございます。

定款及び法人登記簿より株式を公開していないと確認できることから要件を満たしております。

次に事業内容要件でございますが、事業目的の欄をご覧ください。

当該法人は、直近の売上高のすべてが農業売上であり、農業売上高が売上高の過半とする要件を満たしております。

続いて社員要件の欄でございます。

定款及び法人登記簿より、法人の行う農業への常時従事者が議決権のすべてを保有しており、過半とする議決権要件を満たしております。

最後に業務執行役員要件の欄でございます。役員の過半が年間150日以上農業の常時従事者であり、直接農作業に従事している役員がおりますので役員要件も満たされております。

以上のことから議案第1号番号7番の譲受人は、農地法に規定された農地所有適格法人としての要件の全てを満たしていると確認いたしました。

議長 番号7番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

松本 忠太委員

議案第 1 号、番号 7 番について報告します。

農地に賃貸借権を設定する申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

調査は、9月25日、午前9時45分頃、申請地で申請人から行いました。

申請地は、井口工業団地より東へ約300メートルに位置しております。

貸手人は、本申請の借受人となる農業経営法人の代表取締役を務めており、農地所有適格法人として法人名義での耕作を行うために、本申請に至ったものです。

借受人の経営状況は、水稻12ヘクタール、カシューナッツ1.8ヘクタール、路地ねぎ2.4ヘクタールを作付けしています。農機具としては、トラクター、田植え機、コンバイン、その他各種作業機械等を所有しています。

申請地の耕作予定は、牧草を作付けすることです。

調査の結果、申請地は、今後も引き続き耕作されることが見込まれます。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。

番号1番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員

議案第2号、番号1番について報告します。

農地転用許可を、取り消す願い出です。

願い出内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、南赤田自治公民館より北へ約800メートルに位置しています。

現地調査は、9月20日、午前11時15分頃に行いました。

願い出人は、願い出地を一般住宅とするため、昭和60年7月30日付けで、4条許可を取得し着手する予定でしたが、別の土地に住宅を建築したため、許可を取消したいとのことです。

現地を確認しましたが、許可となった事業は未実施の状況であるため、取り消しは可能であると判断いたしました。

番号1番の願い出は、取消相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

菊地 寿行委員

異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

議案第3号、番号1番について報告します。

申請地にてアパートを建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より北へ2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請地周辺は住宅化が進行しており、交通の便も良く通勤や通学には便利な場所であり、住宅の需要も見込まれると、単身者世帯の増加に伴い申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地にアパートを2棟建築する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は浸透槽にて処理しています。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月21日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第4号、番号1番について報告します。

申請人は、平成26年8月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、計画を変更し、駐車場として転用するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、北赤田自治公民館より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、9月20日、午前11時頃に行いました。

変更の理由は、許可後、東京電力に送電量の規制を掛けられたため、事業収支が合わず売電事業ができなくなったため、計画を遂行できませんでした。

今回、他社のバイオマス発電所の燃料となる、木材等の運搬のための駐車場を計画したため、申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。



議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、江連 節男委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。  
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員

議案第5号、番号1番について報告します。  
賃貸借権の設定により駐車場造成するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、北赤田自治公民館より北西へ約1キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、当初、再生可能エネルギーの木質バイオマス発電所建設を計画し、転用許可を取得し、造成工事を行い整地も完了していましたが、諸事情により計画を断念いたしました。今回計画を変更し、他社のバイオマス発電所へのチップの運搬事業車両の駐車場に利用する為に申請するものです。  
申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。  
事業計画は申請地に駐車場を造成する内容となっています。  
上下水道は使用せず、雨水は浸透槽により地下浸透処理とします。  
外周に設置済の小堰堤により土砂及び雨水の流出を防止します。  
現地調査は、9月20日、午前11時頃に行いました。  
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
番号1番について、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、江連 節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。  
番号2番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。

高瀬 和夫委員

議案第5号番号2番について報告します。  
賃貸借権の設定により、工事用地として一時転用するための申請です。  
申請内容は議案書記載のとおりです。  
申請地は、JR那須塩原駅より南東へ約2キロメートルに位置しています。  
申請に至った経緯は、東京電力パワーグリッド（株）の高圧送電線から、太陽光発電開閉所への連系線接続工事を実施するためです。  
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、太陽光発電開閉所への連系線接続工事のための工事用地として利用する内容となっております。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

現地調査は、9月21日、午前10時20分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番及び4番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員 議案第5号、番号3番について報告します。

売買による所有権の移転により、建売分譲住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立東小学校より南へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は建売分譲を中心に事業展開をしていますが、申請地は、駅や新幹線、幹線道路に近く学校やショッピングセンターなどがあり、住宅地としては最適であるため、今回の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、申請地から300m以内に那須塩原市役所西那須野支所があるため第3種農地区分となります。立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に建売分譲住宅を23棟建築する内容となっております。

上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透槽にて処理とします。

外周に化粧ブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前11時40分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号4番について報告します。

売買による所有権の移転により、駐車場を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北西へ約350メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、申請地わきに美容室を営んでいますが、来客数の増大により店舗の増築を検討いたしましたが、従前の駐車場がなくなることから、今回近隣の土地に駐車場を計画し、今回の申請に至ったということです。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続し、周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設の用に供するための転用であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に駐車場17台分を造成する内容となっています。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前9時35分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号3番について、事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号3番について補足します。

本件は、常設審議委員会諮問案件となります。

また、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。

次に、番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。

菊地 寿行委員 議案第5号、番号5番について報告します。

売買による所有権の移転により、一般住宅敷地を拡張するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市役所より北へ約2キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在79歳と高齢になるため、娘や孫の世話になる機会が増えると考え、駐車場の確保のため今回の申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅敷地を拡張する内容となっています。

上下水道は既存の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロック等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月21日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

番号6番について、大田原 重夫委員の報告を求めます。

大田原 重夫委員

議案第5号、番号6番について報告します。

贈与による所有権の移転により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、南赤田自治公民館より北へ約800メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在、市内のアパートに妻と居住していますが、今後家族が増えることを考えると手狭になることから、利便性の良い祖母の所有する土地に住宅を建築したいと考え、今回の申請に至ったとのこと。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は市の施設を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前11時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原 重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員

議案第5号、番号7番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市一区公民館より南東へ約1.1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、現在実家で同居していますが、手狭になったため独立した住宅建築を計画しました。両親の将来を考慮し、実家に近い位置で建築を希望していたところ、父より当該地の提案を受け申請となりました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

水道は敷地内の井戸水を利用し、汚水排水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

農地との境には植栽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前10時10分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

番号8番及び9番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第5号、番号8番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須拓陽高等学校より北西へ約100メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は不動産業を行っており、申請地は駅までのアクセスが良く、下水道の整備区域など、生活インフラも整備されているため、住宅建築には最適と考え本申請に至りました。尚、申請人は、申請地を隣接住民から要望に応じ、農地と知りながら許可を得ず、駐車場として開放していました。今後は違反することのないよう十分注意しますとする始末書が添付されています。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を3区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

周囲に擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前9時15分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号9番について報告します。

売買による所有権の移転により、宅地分譲地を造成するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立西那須野中学校より西へ約300メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲受人は主に、県北地域で不動産業を営んでおり、申請地周辺は大型スーパーや住宅地が広がり、住宅環境に優れた土地であることから本申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の用途地域内にある第3種農地であるため、立地基準上問題ありません。

事業計画は、申請地に宅地分譲地を5区画造成する内容となっています。

上下水道は市の施設を使用し、雨水は雨水浸透槽にて処理とします。

周囲にL字擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地調査は、9月20日、午前9時25分頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 番号9番について、事務局から補足願います。

佐藤農地係長 番号9番について補足します。

本件は、都市計画法の許可を必要とするため、指令書の交付は都市計画法と同日となります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に、番号9番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

番号10番及び11番について、松本 誠治委員の報告を求めます。

松本 誠治委員 議案第5号、番号10番について報告します。

申請地に営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ400メートルに位置しています。

申請地は農振農用地となります。

転用は不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、再生可能エネルギーである太陽光発電に協力することができないか色々調査検討を進めていたところ、環境に優しく、太陽光発電事業でエネルギー供給のできる上、土地の有効活用が図れるため本申請に至りました。

事業計画は、申請地にて営農型太陽光発電事業を行うものです。

申請地へソーラーパネル1,883枚を設置し太陽光発電を行います。

パネル下部では、二条大麦を栽培する計画です。

下部農地において認定農業者が営農を行うものであるため、一時転用の期間は10年まで認められます。

給水・排水の計画はありません。

雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地調査は、9月20日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議案第5号、番号11番について報告します。

申請地に、営農型太陽光発電設備設置のための進入路及び資材置場として利用するための一時転用申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立那須清峰高等学校より北へ約100メートルに位置しています。

申請地は農振農用地となります。

転用は不許可ですが農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、営農型太陽光発電設備に接道がないため、工事の際に一時的に通行路及び資材置き場として一時転用する申請です。

事業計画は、申請地にて営農型太陽光発電設備設置のための進入路及び資材置場として利用する内容となっております。

上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。

現地調査は、9月20日、午前11時頃に行いました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

次に、番号11番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 誠治委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号11番については許可することに決しました。

次に、議案第6号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第6号、番号1番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、豊浦公民館より東へ550メートルに位置しています。

現地調査は、9月21日、午前10時10分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋の閉鎖事項証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、金田 廣衛委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

番号2番について、石崎 清委員の報告を求めます。

石崎 清委員 議案第6号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立西小学校より南へ2キロメートルに位置しています。

現地調査は、9月20日、午前11時25分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎 清委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に、議案第7号「非農地判断願いについて」を議題といたします。

番号1番について、江連 節男委員の報告を求めます。

江連 節男委員 議案第7号、番号1番について報告します。

非農地判断の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市役所塩原支所より南西へ約1.6キロメートルに位置しています。

現地調査に変えて、9月20日に事務局より地元調査員からの非農地相当の意見及び現地の状況について報告を受けました。

願い出地の現況は山林となっております。

願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。



す。

議長 報告が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、江連 節男委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号1番については非農地とすることに決しました。  
番号2番について、三本木 直人委員の報告を求めます。

三本木 直人委員 議案第7号、番号2番について報告します。  
非農地判断の願い出です。  
願い出の内容は議案書記載のとおりです。  
願い出地は、那須塩原市立高林小学校より南東へ約3キロメートルに位置しています。  
現地調査は、9月21日、午前9時55分頃に行いました。  
願い出地の現況は、山林となっております。  
現地を確認した結果、願い出地には樹木等が繁茂し山林化しているため、農地への復元が困難であり、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。  
以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、対象地は非農地相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。  
このことについて、質疑、ご意見はございますか。  
《特に意見なし》  
無いようですので、三本木 直人委員の報告は非農地相当ですが、ご異議ございませんか。  
《異議なしの声、多数》  
異議なし多数と認め、番号2番については非農地とすることに決しました。  
次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長 議案第8号について説明します。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。  
議案書14ページから16ページが「利用権設定関係」の案件で10件、  
合計面積は99,346平方メートルとなります。この内15ページから16ページの  
8件、98,099平方メートルが中間管理事業の対象となります。  
続いて17ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は、7,067平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしているとのことから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。

議長 説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第8号は原案のとおり決定しました。

次に、報告第1号「会長専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤農地係長

追加資料18ページをご覧ください。

県農業会議に諮問し、許可相当の意見返答があったものについて、会長の専決許可処分をした案件で、5条許可が2件、開発許可と同日許可としております。

以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについて、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

戸山補佐

それでは、追加資料19ページの報告第2号「農地法第3条の3による届出の受理について（相続等による権利移動）」を御覧ください。

この報告は、相続等が原因で農地の権利移動があった場合、農地法第3条の3の規定に基づき農業委員会に届出が必要とされておりますが、8月の届出の受理状況につきまして、御報告するものです。

8月は、相続を原因とした権利移動の届出を7件受理しました。

いずれも相続後の耕作に支障はないということで、農業委員会によるあっせんを希望する人はおりませんでした。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

このことについて、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

意見がないようですので、報告第2号を終わりにします。

以上で全ての議事が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第27回総会を閉会いたします。